

意見書

令和元年12月3日
三重県公共事業評価審査委員会

1 経過

令和元年12月3日に開催した令和元年度第4回三重県公共事業評価審査委員会において、県より道路事業1箇所、農業農村整備事業4箇所の審査依頼を受けた。

これらの事業に関して、担当職員から事業説明を受けるとともに、審査資料に基づき審査を行った。

2 意見

審査対象事業に関して慎重な審査を行った結果、以下のような意見を委員会としてとりまとめ、三重県知事に対して答申するものである。

(1) 道路事業【再評価対象事業】

7番 (主) 御浜紀和線(西原バイパス)

7番については、平成22年度に事業に着手し、一定期間である10年を経過して継続中であることから初めての再評価を行った事業である。

(2) 農業農村整備事業【再評価対象事業】

1番 県営かんがい排水事業 宮川1工区

1番については、平成21年度に事業に着手し、一定期間である10年を経過して継続中であることから初めての再評価を行った事業である。

(3) 農業農村整備事業【事後評価対象事業】

502番 県営かんがい排水事業 宮川4工区その2

501番 広域農道整備事業 中勢3期

505番 地震対策ため池緊急整備事業 安部・七郷池

502番については、平成19年度に事業に着手し、平成25年度に完了した事業である。

501番については、平成7年度に事業に着手し、平成25年度に完了した事業である。

505番については、平成10年度に事業に着手し、平成25年度に完了した事業である。

今回、審査を行った結果、7番、1番について事業継続の妥当性が認められたことから事業継続を了承する。

なお、7番については、事業効果の早期発現のため、早期の事業完成に努められたい。

1番については、事業効果がより発現され地域の農業の振興につながるよう、担い手の確保等に努められたい。

502番、501番、505番の事業の効果については評価結果の妥当性を認める。